

社会福祉法人射水市社会福祉協議会 令和6年度 事業計画

【基本方針】

人口減少や少子・超高齢化社会の到来、核家族化の急速な進行や生活スタイルの多様化に伴い、社会的孤立や虐待、貧困の世代間連鎖など、従来の福祉制度や施策の枠組みだけでは捉えられない生活課題が顕在化しています。

さらには、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行したものの、保健・医療をはじめとして、福祉、教育、経済など、あらゆる分野に深刻な影響を与えています。

このような中、本会では射水市と連携し令和3年3月に策定した「いみず地域共生プラン(第3次射水市地域福祉活動計画)」に基づき、多様な関係者と協働しながら、地域力の強化や制度の狭間をつくらぬ支援に取り組んでいます。また、令和4年度には「射水市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定し、9項目の重点項目により、相談支援体制の充実や各関係機関との連携強化、人材育成や経営基盤の強化等について継続的に取り組んでいるところです。

令和6年度は、射水市からの委託を受けて大島地域で包括支援センターを開設し、これまで以上に高齢者福祉の推進を図るとともに、市が実施する重層的支援体制整備事業においても、市民の福祉ニーズの対応と充実に寄与してまいります。加えて、令和6年元日の能登半島地震では、本市においても被害が発生し、初めて災害ボランティアセンターを設置し活動を行いました。今回の経験と振り返りを踏まえ、今後の運営と平時の備えに繋げていきます。今後、復興支援へ移行する中で被災者の心のケアなど必要とされる地域福祉の対応に積極的に取り組んでまいります。

【基本目標】

1 ともに支え合う人づくり

市民一人ひとりが互いに思いやり、誰もが役割を持ち活躍できる地域を目指し、地域福祉活動への理解と関心を深めるとともに参加を促すため、地域福祉の推進を担う人材の掘り起こしや育成、次世代を担う子どもたちへの福祉教育の充実を図り、ともに支え合う人づくりを進める。

2 安心して暮らせる地域づくり

地域の住民主体の支え合いの組織を核とした地域支え合いネットワーク事業を推進していくほか、全ての人の権利侵害や虐待等を防ぎ、また、災害時の支援体制を整備する等、みんなが安心して暮らせる地域づくりを進める。

3 自分らしく生活できる仕組づくり

個人や世帯が抱える生きづらさや困難さが複雑化・多様化している中で、課題を抱える方たちを包括的に受け止める体制整備を図り、断らない相談支援体制の整備や切れ目のない支援を実施し、誰もが自分らしく生活できる仕組づくりを進める。

【重点取組】

1 地区社会福祉協議会の活動支援

地域のニーズに合った地域福祉活動を推進していくために、地区社会福祉協議会が活動しやすいよう支援するとともに、福祉人材の発掘・育成、地域生活課題の早期発見や課題に対してともに取組、地区社会福祉協議会の活性化を図る。

2 包括的な相談支援体制の機能強化

障害の有無や年齢の区別なく地域住民の持つ多様化したニーズや複合的な課題を受け止め、相談や資金貸付、自己決定支援、情報提供等で、あらゆる個人や世帯の課題を包括的に支援できる相談支援体制を強化するとともに、制度の狭間にある福祉課題を抱える方や支援に繋がりにくい方への伴走型支援を進め、総合相談支援体制の構築を図る。

特に、ひきこもり状態にある方やそのご家族を含む生きづらさを抱える方においては、本人の複雑な状況や心情等を十分に理解し、丁寧に寄り添う対応が必要である。

職員の相談スキルを向上するとともに、組織全体で複合的な課題を抱える個人や世帯へ多角的に支援できる体制を整備する。

3 幅広い世代への福祉教育の推進と実践

こどもから大人まで、様々な世代に向けて福祉への理解や関心を高める機会に触れることができるよう、計画的な学びを仕掛けることで、福祉課題の解決に主体的に取り組む人材の育成を目指す。

4 各種団体との連携・強化

日頃から地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会及びボランティア連絡協議会をはじめとした地域における各種団体と連携し、支え合える体制づくりを強化する。

あわせて、多様化・深刻化する福祉課題の把握に努めるとともに、協定団体・市民団体・行政等と連携して、緊急時に備えた体制の整備を図る。

【地域福祉の推進とSDGsについて】

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点は、地域共生社会の実現を目指す本会の方向性や地域福祉活動を推進していくための「いみず地域共生プラン（第3次射水市地域福祉活動計画）」とも共通するものであることから、事業計画においてもSDGsの理念を取り入れ、地域福祉の推進に取り組んでいくものとする。

※参考（SDGsについて）

SDGs「Sustainable Development Goals」は、2030年に向けて世界（国連加盟193か国）が合意した「持続可能な開発目標」（2015年9月25日国連総会）。



【活動方針】

1 地域福祉活動の推進

(1) 地区社会福祉協議会の活動支援

地域に根ざした福祉活動を展開している地区社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携強化を図る。

- ・ 地区社会福祉協議会運営体制支援事業
- ・ 地区社会福祉協議会活動推進事業
- ・ 地区社会福祉協議会支援事業
- ・ 地区社会福祉協議会活性化支援事業



(2) ケアネット活動の推進

小地域（市内 27 地区）を単位として、子どもから高齢者まで支援を必要とする方を、地域住民と医療・保健・福祉等関係機関が一体となつて見守りながら日常生活の支援を行い、誰もが安心して生活できる地域づくりを進める。

- ・ 地域総合福祉推進事業
- ・ ケアネット型事業



(3) 民生委員・児童委員との連携及び活動支援

地域住民に最も身近な福祉活動の担い手である民生委員・児童委員とともに地域が抱える生活課題を共有し、活動を強化する。



(4) 子育て支援ネットワークの充実

子どもの健全育成のため、子育てを応援したい方と子育てを応援してほしい方が相互に登録し援助するファミリーサポートセンター運営事業の実施をはじめとして、市が設置する「子ども家庭センター」と連携しながら、子育て中の親子の孤立を防ぎ、子育てができる環境づくりを推進する。

- ・ ファミリーサポートセンター運営事業



2 担い手の育成・確保

(1) 福祉人材発掘・養成

地域福祉の担い手となる人材の育成・確保を通じて、地域の中で住民同士の支え合い活動が展開される環境づくりを図る。

- ・ 地域福祉人材発掘・養成事業



(2) ボランティア活動の推進

ボランティア活動の一層の普及を目指し、幅広い世代や企業・団体を対象とした福祉教育の推進と人材育成の強化及び発掘・養成を図る。

- ・ 養成・研修事業
- ・ 広報・啓発事業
- ・ 災害救援ボランティア活動支援事業
- ・ 調査・研究事業
- ・ 市内ボランティア活動保険助成事業
- ・ ボランティアグループ育成支援事業
- ・ 福祉教育地域指定推進事業
- ・ 点訳・朗読・手話奉仕員養成事業



3 災害時の支援体制整備



要支援者への災害時支援や日頃からの見守りについて、地区社会福祉協議会や災害協定団体及び各種団体等と連携し、災害時に支え合う体制づくりを推進する。

自然災害や感染症等の発生時においても継続して福祉活動ができる体制を構築するため、「業務継続計画（BCP）」を平時から意識し、定期的な点検及び見直しを実施する。

- ・ いのちのバトン・避難行動支援事業
- ・ 災害救援ボランティア活動支援事業
- ・ 業務継続計画（BCP）の職員周知及び災害ボランティアセンター立上訓練等の実施

4 多機関との協働体制の仕組づくり



地域において把握した福祉課題を共有し、多機関と課題解決策について検討を進める。

社会福祉法人をはじめ、企業・団体等においては、児童・障害・高齢等の分野を超えて意見交換を行うとともに、組織間の連携や他団体との協働を進め、地域の実情や福祉ニーズ等を踏まえた事業展開を図る。

- ・ 専門多職種ネットワーク促進事業
- ・ 地域公益活動推進事業
- ・ 商福連携推進事業

5 総合相談支援体制の機能強化

身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、市をはじめとした各種関係機関と連携し、相談者のニーズに対応した情報提供や相談体制を整備し、支援を必要とする方が必要とするサービスを適切に利用できる仕組づくりを進める。

(1) 断らない相談支援体制づくり



経済的な問題や既存の制度につながらない生活課題など、暮らし難さを抱えた方の相談を包括的に受け止め、個々の状態に応じた継続的な相談支援（伴走型支援）の実施に努める。

- ・ 生活困窮者支援の実施
- ・ ひきこもり支援の実施
- ・ 心配ごと相談の実施

(2) 権利を守る体制づくり



利用者や相談者の権利を守り、判断能力が不十分な方が地域で生活をするための支援を行う。

- ・ 日常生活自立支援事業

(3) 多機関と連携・協働した相談支援体制づくり



低所得世帯等への貸付事業を通じ、経済面以外の課題にも目を向け、自立相談支援機関をはじめ、地域において様々な相談を受けとめている各種相談支援機関や民生委員・児童委員と連携し、世帯の自立に向けた継続的な相談支援に取り組む。

- ・ 生活福祉資金貸付事業

6 高齢者福祉の推進・質の高い介護サービスの提供



(1) 総合的に高齢者を支える仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護や健康、権利擁護等の相談及び支援を実施することで、地域の高齢者を包括的かつ継続的に支援する地域包括ケアの実現に向けた取組を推進する。

大島地域で包括支援センターを開設することに伴い、大島地域における身近な総合相談窓口として、本会が同地域で運営する大島在宅介護支援センターを含めた各種関係機関と連携し、ワンチームで高齢者福祉を推進する。

- ・ 介護予防ケアマネジメント事業
- ・ 介護予防・日常生活支援事業
- ・ 権利擁護事業
- ・ 総合相談事業
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 認知症地域支援推進員等設置事業



(2) 要介護者へのケアマネジメントの実施

介護を必要とする方が、自宅で適切に介護サービスを利用でき、その有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう、公正中立で適切な支援を行う。また、介護支援専門員は、自己の専門技術や知識向上に努める。

- ・ 居宅介護支援事業

7 組織体制と経営基盤の強化

地域福祉を推進する中核団体として、誰もが安心して幸せに暮らすことのできる地域づくりを推進していくため、「発展・強化計画」の進行管理や課題分析を行い、組織及び財務等の経営基盤の強化を図る。



(1) 組織体制の強化

役職員の情報共有やコミュニケーションを密にするとともに、職員の自己研鑽や人材育成の取組をより強化することで、市民サービスの向上に努める。

従来からの業務体制を見直し、円滑且つ効率良く業務を遂行するため、DXの推進や職員から事務の効率化や事業のアイデア、新規事業などの提案を募集し、魅力ある職場づくりに努める。

- ・ 発展・強化計画の進行管理及び課題分析
- ・ 職員ワーキングの開催
- ・ DX推進のための調査・研究



(2) 経営基盤の強化

事業活動を安定的に継続させるためには財源の確保が重要であることから、本会の取組について市民や行政、関係者からの理解が得られるよう積極的に地域活動を展開する。

また、職員一人ひとりが経営に対する意識を持ち、財源の確保や活用の在り方について検討する等、更なる経営の健全化に取り組む。

ア 会費、寄附金等

様々な機会を捉えて本会の活動を周知することで、本会活動へ賛同をいただき財務的な支援につながるよう賛助会員の募集を行う。

本会の具体的な事業について、わかりやすく発信することで、寄附者の確保に努め、寄附者の意向や想いに寄り添ったコーディネートを実施する。

イ 委託金・補助金等

事業の実情について情報を行政等に対して提供し、情報の共有と発信に努める。また、ニーズに合った委託事業及び補助事業の展開について協議・検討を行う。

ウ 基金の適正な運用

限られた基金財源を有効に活用できるよう、税理士等専門職と協議を行い、法人運営の健全化に向けた検討を行う。

エ その他の財源確保

事業の充実を目指すため、民間助成や共同募金等の財源確保に積極的に努める。

(3) 魅力ある広報活動



市民の福祉活動への理解や市内の福祉に関する情報を発信するため、広報「福祉いみず」やホームページ等を活用する。また、広報プロジェクトチームを編成し、本会の役割を広く分かりやすく周知するとともに、地域福祉活動の見える化及び参加・協力の輪の促進を目指す。

- ・ 広報「福祉いみず」の発行
- ・ ホームページ等情報発信ツールの活用
- ・ SNS活用の検討

(4) その他の取組



市内で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績を称えとともに、福祉の担い手に対する支援と市民への啓発を通じ、地域福祉の推進を図る。

また、障害や高齢、病気等で一時的に車いすが必要な方への支援や、地域での福祉活動やボランティア活動等の活性化支援、福祉教育の推進を目的とした福祉機材の貸出及び福祉バスの運行等を行う。

- ・ 射水市社会福祉大会の開催
- ・ 車いす、高齢者疑似体験セット、レクリエーション機材の貸出
- ・ 福祉バス運行事業